

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：階上町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.9%
全職員	83.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.1%
本庁課長補佐相当職	99.3%
本庁係長相当職	82.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.7%
31～35年	89.3%
26～30年	98.0%
21～25年	96.5%
16～20年	82.1%
11～15年	76.2%
6～10年	84.7%
1～5年	87.5%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」区分には該当者がいない。
- ・扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多いため、全体的に男性の給与水準が高い傾向にある。
- ・勤続年数別「11～15年」区分では、男性の一人当たりの時間外勤務時間数が女性の約3.0倍であるため、相対的に給与水準も男性の方が高い。
- ・短時間勤務職員の職員数は、勤務時間に応じて換算している。
- ・育児休業、退職、月途中の任期開始等の理由により給与が満額支給されていない者については、勤務日数に応じた割合で職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。